

令和 7 年 6 月 1 0 日
健康福祉常任委員会資料

第 371 回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第 66 号議案 不妊症等に関する支援推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

保 健 医 療 部

不妊症等に関する支援推進条例について

- ・ 加齢に伴って妊娠するために必要な能力は低くなり、不妊症等となる可能性は高まること及び不妊症等の原因は男女ともにあることが明らかとなっている。そのため、妊娠を希望する者は、早期に不妊症等に係る検診を受けることが望ましい。
- ・ 不妊治療が県民にとって身近になる中で、生殖補助医療により出生した子の割合は、増加の傾向にあり、不妊症等に関する支援の必要性が高まっている。
- ・ 兵庫県では、これまで、県民一人一人の主体的な心身の健康づくりを推進するとともに、不妊症等に関する知識の普及及び啓発、専門的な知識を有する医師等による相談の実施その他の不妊症等に関する支援を受けられる環境の整備に取り組んできた。
- ・ しかしながら、不妊症等について、必要な情報の提供及び希望する治療を必要に応じて受けられる体制の整備が不十分なこと、不妊症等の治療についての理解が得られないこと等から、不妊症等の治療を断念する者もいる。また、不妊症等の治療は長期間にわたることも多いことから、治療を受ける者の身体的、精神的及び経済的な負担も大きいという課題もあり、これらを解決するための取組の促進が求められている。
- ・ これらの状況を踏まえ、結婚並びに妊娠及び出産における個人の自由な意思を尊重しつつ、地域社会の構成員が各々の役割を自覚し、社会全体で不妊症等に関する支援をより一層推進していくため、この条例を制定する。

(1) 制定の概要

1 定義（第1条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 「不妊症」とは、妊娠を希望し、避妊をしないで性交を反復している男女が、おおむね1年以上妊娠しない状態をいう。
- (2) 「不育症」とは、流産、死産又は生後1週間以内の新生児の死亡を2回以上繰り返す状態をいう。
- (3) 「不妊症等」とは、不妊症及び不育症をいう。
- (4) 「生殖補助医療」とは、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律に規定する生殖補助医療をいう。
- (5) 「プレコンセプションケア」とは、県民が性及び健康に関する知識を持ち、妊娠及び出産の希望を含む自らの将来を考え、健康管理を行うことをいう。

2 基本理念（第2条関係）

- (1) 不妊症等に関する支援は、保健、医療その他の各関連分野における専門的な知見に基づいて、総合的に取り組むことにより推進されなければならないものとする。
- (2) 不妊症等に関する支援は、県民が不妊治療又は不育治療（不育症に係る治療をいう。）（以下「不妊治療等」という。）と就労その他の社会生活とを両立することができ、安心して不妊治療等を受けることができる環境を整備することを目指して推進されなければならないものとする。

(3) 不妊症等に関する支援は、年齢、性別、心身の状態その他県民それぞれが置かれている状況に応じた必要な支援が受けられるよう、県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならないものとする。

(4) 不妊症等に関する支援は、県、市町、医療関係者、他人を使用して事業を営む者（以下「事業者」という。）、教育関係者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならないものとする。

3 県の役割（第3条関係）

(1) 県は、2に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不妊症等に関する支援を推進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(2) 県は、地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するため、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者と相互に連携を図りながら、不妊症等に関する支援体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市町の役割（第4条関係）

市町は、基本理念にのっとり、県が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力するとともに、その地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

5 医療関係者の役割（第5条関係）

医療関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力し、良質かつ適切な不妊治療等を提供するよう努めるものとする。

6 事業者の役割（第6条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が不妊治療等と就労とを両立することができるよう配慮するとともに、職場における不妊症等に関する理解を醸成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 教育関係者の役割（第7条関係）

教育関係者は、基本理念にのっとり、児童、生徒及び学生が性及び健康に関する十分な知識を持ち、並びに食生活、運動、休養等についての健康な生活習慣の確立を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 県民の役割（第8条関係）

県民は、基本理念にのっとり、妊娠、出産及び不妊症等に関する十分な知識を持ち、不妊治療等を受ける者（以下「当事者」という。）又は不妊治療等を受けた者及びこれらの者の家族（以下「当事者等」という。）に対する理解を深めるよう努めるものとする。

9 不妊治療等の充実（第9条関係）

(1) 医療関係者は、相互に連携を図り、当事者の心身の状態に応じた不妊治療等の提供に努めるものとする。

(2) 生殖補助医療の提供を行う医療機関は、不妊治療等において先進的な医療（厚生労働大臣の定

める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第2各号又は第3各号に掲げる先進医療のうち、不妊治療等に係るものをいう。)を提供する体制の充実に努めるものとする。

(3) 県は、県民が安心して不妊治療を受けられる環境づくりを推進するため、不妊治療等の実態を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

10 プレコンセプションケアの推進（第10条関係）

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、妊娠、出産及び不妊症等に関する知識並びに当事者等に関する理解を県民が深めることができるよう、相互に連携し、プレコンセプションケアの推進に努めるとともに、その推進を図るために必要な環境の整備に努めるものとする。

11 定期健診等の推進（第11条関係）

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、定期的な健康診断及び不妊症等に係る検診（以下「定期健診等」という。）の必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、県民が定期健診等を受けやすい環境の整備に努めるものとする。

12 その他不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進のための措置（第12条関係）

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者その他の関係者は、不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

13 相談機能の強化（第13条関係）

(1) 県は、県民に対して県、市町その他の関係機関が設置する不妊症等に関する相談窓口を周知するとともに、不妊症等に関する相談機能の強化を図るものとする。

(2) 県、市町及び事業者は、当事者等だけでなく、当事者等以外の者が当事者等に対する支援等に関して相談することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(3) 医療関係者は、不妊症等に関する相談に適切に対応するものとする。

(4) 県、市町、医療関係者及び事業者は、不妊症等に関する相談に係る個人情報適正に取り扱うとともに、プライバシーの保護に十分に配慮するものとする。

14 不妊治療等と就労の両立（第14条関係）

(1) 県は、事業者に対し、不妊治療を受けながら就労の継続を図るための知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、不妊治療等と就労との両立の推進に取り組むものとする。

(2) 事業者は、その従業員が不妊治療等と就労を両立できるよう、柔軟な働き方の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

15 その他不妊症等に関する支援に係る環境を整備するための措置（第15条関係）

県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者は、不妊症等に関する支援に係る環境を整備するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

16 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定（第16条関係）

県は、不妊症等に関する支援に係る施策の計画的な推進を図るため、次に掲げる県が定める計画において必要な事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県行動計画

(2) こども基本法に規定する都道府県こども計画

(3) 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の規定により政府が定める成育医療等基本方針に基づき策定する計画

17 行財政上の措置等（第17条関係）

県は、不妊症等に関する支援を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

18 補則（第18条関係）

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(2) 施行期日

令和7年7月1日